

福岡県公報

平成二十二年十二月十六日
第三千五十二号
増刊
①

目次

告示 (第千八百九十七号・第千八百九十八号)

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示 (団体指導課) …………… 一

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定の一部改正 (環境保全課) …………… 一

人事委員会
福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局給与公平課) …………… 一

再掲
福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則 (公園街路課) …………… 二

正誤
福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (平成二十二年三月福岡県規則第二十二号) 中正誤 …………… 三

告示
福岡県告示第千八百九十七号
福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。
平成二十一年十二月十六日
福岡県知事 麻生 渡

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の一部を改正する告示

福岡県農業災害対策資金融通措置要綱 (平成九年十月福岡県告示第千六百一十五号)の一部を次のように改正する。
別表一中

平成21年9月18日以降 貸付決定分 利子補給承認分 (農協)	特別資金 (公庫)	8年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
	経営安定資金 (農協)	8年を超え9年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
		9年を超え10年以下	1.05	0.275	0.275	0.50
平成21年9月18日以降 利子補給承認分 (農協)	経営安定資金 (農協)	7年以下	2.85	1.200	1.200	0.45

を

平成21年9月18日以降 貸付決定分	特別資金 (公庫)	8年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
	経営安定資金 (農協)	8年を超え9年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
		9年を超え10年以下	1.05	0.275	0.275	0.50
平成21年9月18日以降 利子補給承認分 (農協)	経営安定資金 (公庫)	7年以下	2.85	1.200	1.200	0.45
	特別資金 (公庫)	8年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
		8年を超え9年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
平成21年10月22日以降 平成21年11月19日以前 貸付決定分	経営安定資金 (農協)	9年を超え10年以下	1.05	0.275	0.275	0.50
		7年以下	2.85	1.200	1.200	0.45
	特別資金 (公庫)	8年以下	0.90	0.225	0.225	0.45
平成21年11月30日以降 貸付決定分	特別資金 (公庫)	8年を超え9年以下	0.95	0.250	0.250	0.45
		8年を超え9年以下	1.15	0.300	0.300	0.55
	経営安定資金 (農協)	7年以下	2.85	1.200	1.200	0.45

に

定期発行日 毎週月水金曜日

〔発行〕 〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号 福岡県 総務部行政経営企画課 (電話 092-643-3030)
 〔作成〕 〒812-0041 福岡市博多区吉塚8丁目2番15号 株式会社西日本新聞印刷 (電話 092-611-4431)

平成21年11月20日以降 利子補給承認分	臨時安定費 枠 (繰越)	7年以下	2.95	1.250	1.250	0.45
--------------------------	--------------------	------	------	-------	-------	------

改める。

附則

この告示は、公布の日から施行し、改正後の福岡県農業災害対策資金融通措置要綱の規定は、平成二十一年十月二十二日から適用する。

福岡県告示第八百九十八号

水質汚濁防止法第十四条の七第一項の規定に基づく生活排水対策重点地域の指定（平成六年七月福岡県告示第二二百六十八号）の一部を次のように改正し、平成二十二年二月一日から施行する。

平成二十二年十二月十六日

福岡県知事 麻生 渡

二 重点地域の範囲を次のように改める。

二 重点地域の範囲

八女市の区域のうち平成二十二年一月三十一日における八女郡立花町の区域

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十一号

福岡県の職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の管理職手当に関する規則（昭和四十年福岡県人事委員会規則第十五号）の一部を次のように改める。

別表第一公安委員会の項中「局長」を「暴力団対策部副部長」に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十二月十六日

福岡県人事委員会委員長 永次 廣

福岡県人事委員会規則第三十二号

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則の一部を改正する規則

福岡県の職員の級別標準職務を定める規則（昭和五十二年福岡県人事委員会規則第一号）の一部を次のように改める。

別表第六イ甲表中

9 級	備 考
参事官	
統括参事官 首席監察官 監察官室長 局長	
次長	

を

9 級	備 考
参事官	
統括参事官 首席監察官 監察官室長 副部長	「副部長」は、 暴力団対策部 に置くものに 限る。
次長	

に改める。

附則

この規則は、平成二十二年一月一日から施行する。

福岡県公告式条例（昭和二十五年福岡県条例第四十六号）第三条において準用する同条例第二条第二項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成二十一年十一月二十七日

福岡県知事 麻生 渡

福岡県規則第五十三号

福岡県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県都市公園条例施行規則（昭和五十二年福岡県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十四条中「及び十一備考九」を、「十一備考九及び十二備考五」に改める。
別表第一に

宿泊施設	筑後広域公園	一月一日から十二月三十一日まで	指定管理者が別に定める。
------	--------	-----------------	--------------

を

加える。

別表第二中

温水シャワー	一人	一二〇円
--------	----	------

を

温水シャワー	一人・一回	一二〇円
浴場	一人・一回	五〇〇円

に

改める。

別表第二に備考として次のように加える。

備考 条例別表第二の十二宿泊施設の利用料金には、浴場利用料を含む。

附則

この規則は、平成二十一年十一月二十八日から施行する。

正誤

発行年月日	20・3・31	公報 番号	2804 増刊	種類	規則	同上 番号	22	ページ	21	欄	上	下	行	11	8	備考		正	誤
																		「福岡県障害者更生相談所長」	「福岡県障害者更正相談所長」
																		「福岡県障害者更正相談所長」	「福岡県障害者更正相談所長」

